

栃木県埋蔵文化財センター保管資料閲覧に関する取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、栃木県埋蔵文化財センター条例(平成3年3月29日栃木県条例第4号。以下「条例」という。)第2条(2)の規定に基づき、又、栃木県埋蔵文化財センター管理規則(平成3年3月29日栃木県教育委員会規則第2号。以下「規則」という。)第2条の規定に準じて、栃木県埋蔵文化財センター(以下「センター」という。)の保管する資料閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者の遵守事項)

第2条 センターを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 資料を閲覧するときは、汚損し、又は破損したりすることがないように留意すること。
- (2) センター内においては静粛にし、他人に迷惑をかけること。
- (3) 刃物その他の危険物を携帯しないこと。
- (4) 所定の場所以外で喫煙又は飲食しないこと。
- (5) 所長または係員の指示に従うこと。

(資料の閲覧)

第3条 資料を閲覧しようとする者(以下「閲覧者」という。)は、保管資料(遺物)閲覧票(別記様式第1号)又は保管資料(記録)閲覧票(別記様式第2号)に必要事項を記入して所長に提出するものとする。

2 閲覧者は、指定された場所で閲覧するものとする。

(資料の再記録等)

第4条 資料を実測・採拓・撮影等の方法により再び記録化(以下「再記録」という。)し、又は出版物に掲載しようとする者(以下「申請者」という。)が、規則第2条の規定に準じて許可を受けようとするときは、資料再記録許可申請書(別記様式第3号)に必要事項を記入して所長に提出するものとする。

(申請者の遵守事項)

第5条 申請者は、再記録又は出版物への掲載に当たって、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 当該資料を出版物に掲載しようとする者は、県教育委員会教育長の承認をあらかじめ文書で得ること。
- (2) 当該資料が寄託資料の場合には、再記録又は出版物掲載の承認をあらかじめ文書で寄託者から得ること。
- (3) 著作権法上の問題が生じたときは、すべて申請者がその責任を負うこと。
- (4) 閲覧により生じた再記録から引用等をする場合又は出版物へ掲載する場合には、原資料が県教育委員会のものであることを表示すること及び当該資料が寄託資料の場合にはセンター名と寄託者名を表示すること。
- (5) 閲覧により生じた再記録から複製しようとするときは、その都度、県教育委員会教育長の承認

を得ること。

(6) 申請した目的以外には使用しないこと。

(7) 出版物に掲載したときには、その出版物をセンターに1部寄贈すること。

(記録の立会い等)

第6条 資料の再記録は、センターにおいて職員の立会いのもとに行うものとする。

2 資料を写真撮影によって再記録するときは、申請者又は申請者が指定し、かつ、所長の承認を得た代理者が行うものとする。

(費用負担)

第7条 資料の再記録に要する物品等は、申請者が持参するものとする。

(再記録の終了報告)

第8条 申請者は、資料の再記録を終了したときは、速やかにその旨を所長に報告するものとする。

(損害賠償等)

第9条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、資料を損傷し、又は亡失したときは、資料等亡失(損傷)届出書(別記様式第4号)に必要事項を記入して所長に提出しなければならない。

2 修復又は損害の賠償は、規則第3条の規定に準じて行うものとする。

(便益供与)

第10条 資料の再記録又は出版物への掲載の許可を受けた者は、センターからの同様の依頼に対して、互恵的な便益を供するものとする。

(委任)

第11条 この要項に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要項は、平成15年9月1日から適用する。

栃木県埋蔵文化財センター条例

(平成3年3月29日 栃木県条例第4号)

(設 置)

第1条 埋蔵文化財(出土品を含む。以下同じ。)の調査研究及び保存を行うとともに、その活用を図り、もって県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、栃木県埋蔵文化財センター(以下「センター」という。)を下都賀郡国分寺町に設置する。

(事 業)

第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 埋蔵文化財の調査研究に関すること。
- (2) 埋蔵文化財の保存及び活用に関すること。
- (3) 埋蔵文化財についての知識の普及に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要な事業。

(職 員)

第3条 センターに、必要な職員を置く。

(教育委員会規則への委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則 この条例は、平成3年4月1日から施工する。

栃木県埋蔵文化財センター管理規則

(平成3年3月29日 栃木県教育委員会規則第2号)

(趣 旨)

第1条 この規則は、栃木県埋蔵文化財センター条例(平成3年栃木県条例第4号)第4条の規定に基づき、栃木県埋蔵文化財センター(以下「センター」という。)の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資料の貸出し)

第2条 センターの保管する資料(以下「資料」という。)は、学術研究等のために利用しようとする者に対し、貸出しをすることができる。

2 資料の貸出しをうけようとする者は、資料貸出承認申請書(別記様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(損害賠償)

第3条 資料の貸出しを受けた者は、自己の責めに帰すべき理由により、資料を損傷し、又は亡失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(考古資料等の寄託)

第4条 センターは、考古資料等の寄託を受けることができる。

2 寄託された考古資料等は、センター所有の資料と同様の取扱いをするものとする。ただし、当該考古資料等の貸出しについては、寄託者の承認を得なければならない。

(委 任)

第5条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附則 この規則は、平成3年4月1日から施行する。